

千葉県運営適正化委員会事務局嘱託職員募集について

《募集人員》

1名

《雇用形態》

嘱託職員（週5日勤務）

《勤務時間》

月曜日から金曜日

午前8時30分～午後5時15分（休憩1時間を含む。実働7.75時間）

《勤務地》

千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター5階

千葉県運営適正化委員会事務局

《賃金等》

本俸 149,000円～183,300円

通勤手当は、正規職員に準じて支給（ほぼ全額支給）

賞与・退職金は支給しない

《社会保険》

社会保険（健康・厚生年金・雇用・労災）加入

《休暇》

有給休暇あり（労働基準法に基づく）

《雇用期間》

採用日から平成29年3月31日まで

（勤務状況等により契約を年度ごとに更新する場合がある）

《必要資格等》

○過去に高齢者、障害者等の相談援助業務に従事した経験を有する方（※応相談）。

○パソコン（ワード・エクセル等）の基本操作ができる方。

○社会福祉士または精神保健福祉士資格を有する方を望みます。

《年齢》

不問

《職務内容》

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が社会福祉法 83 条により設置する、千葉県運営適正化委員会事務局における相談業務等

※千葉県運営適正化委員会は、社会福祉法 83 条に基づき、福祉サービス利用者からの苦情の申し出を受け、利用者の保護とサービスの質の向上を目的とした「調査」「あっせん」「調整」等の活動を行っています。

《募集期間》

随時

《選考方法》

事前に電話連絡のうえ、履歴書、職務経歴書、資格証（写し）を下欄の担当あて提出してください。書類選考のうえ、面接日程等をお知らせします。

《書類提出・問い合わせ先》

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 総務部 [担当：鈴木（鉄）]

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター内

TEL：043-245-1101